

先端設備等導入促進基本計画

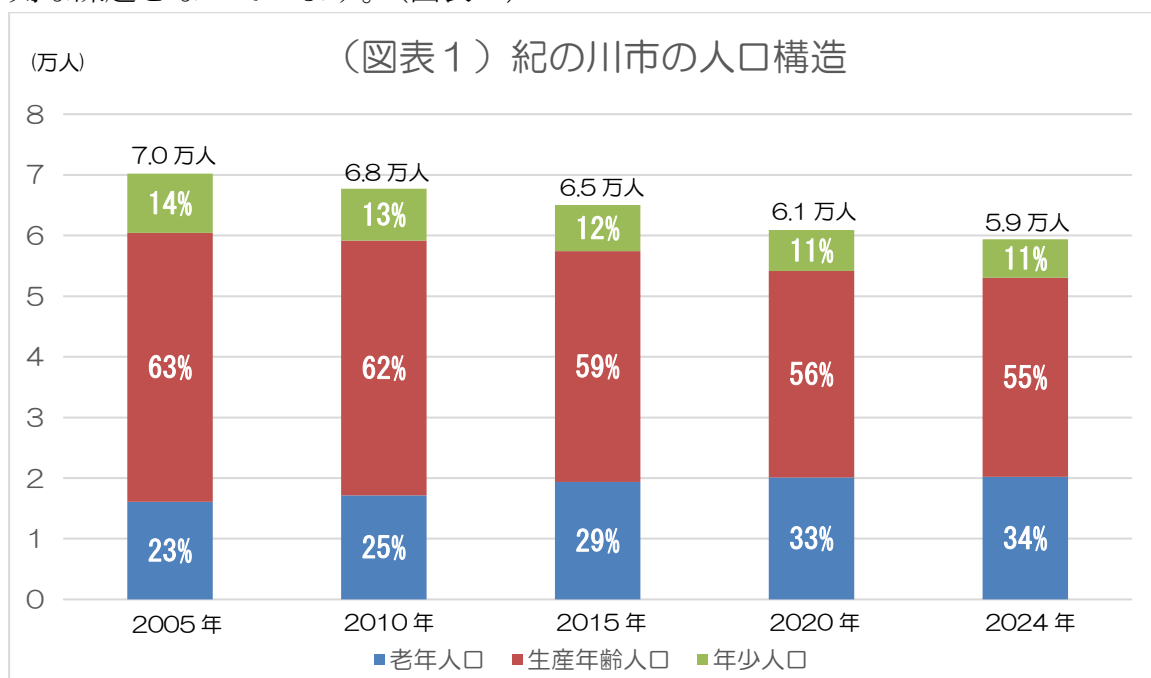
令和7年4月1日

和歌山県紀の川市

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の令和6年3月末現在の人口（住民基本台帳より）は59,362人で、年少人口が6,316人（10.6%）、生産年齢人口が32,860人（55.4%）、老年人口が20,186人（34.0%）と、合併時（2005年）と比較すると少子高齢化が顕著に進行しており、生産年齢人口の占める割合も減少していることから、今後の地域経済の担い手不足が深刻な課題となっています。（図表1）



本市における事業所数については、農林漁業及び医療・福祉が増加していますが、構成比率の高い建設業及び卸売業・小売業の事業所数が特に減少している一方、製造業は、工業団地への企業誘致等の成果により減少率は低く抑えられています（図表2）。

従業者数は、事業所数が減少しているにもかかわらず総数では増加していることから、1事業所あたりの従業者数が増加していると言えますが、建設業、運送業・郵便業、卸売業・小売業は減少傾向にあります（図表3）。

以上のように、人口減少や少子高齢化は今後も継続するものと予想されますが、本市の産業は、全国トップクラスの生産量と品質を誇る果物を地域資源として活用できることに加えて、関西国際空港に隣接し海外市場とのアクセスが良好であること、和歌山県北部を横断する京奈和自動車道や紀の川フルーツラインにより物流の拠点となり得ることに加え、新たに企業誘致するための造成計画を推進していることから、地域が自ら稼ぎ、地域内で経済を好循環させる仕組みづくりを進めることで飛躍的に向上できる可能性があるため、本市は、本計画を推進します。

(図表2) 紀の川市の事業所数の推移

資料：経済センサス

業種	事業所数			
	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	令和3年 構成比
農林漁業	29	32	42	1.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	1	0	0.0%
建設業	252	233	208	9.5%
製造業	251	246	237	10.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	3	0.1%
情報通信業	7	5	5	0.2%
運送便、郵便業	62	55	56	2.6%

(図表3) 紀の川市の従業者数の推移

資料：経済センサス

業 種	従業者数			
	平成24年 (2012年)	平成28年 (2016年)	令和3年 (2021年)	令和3年 構成比
農林漁業	306	330	484	2.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	24	0	0.0%
建設業	1,277	1,135	1,094	5.5%
製造業	5,125	4,825	5,230	26.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	33	28	5	0.0%
情報通信業	27	23	14	0.1%
運送便、郵便業	1,315	1,062	1,047	5.2%
卸売業、小売業	4,661	4,137	4,123	20.6%
金融・保険業	210	218	178	0.9%
不動産業、物品賃貸業	184	245	227	1.1%
宿泊業、飲食サービス業	1,029	1,025	937	4.7%
医療、福祉	2,754	3,203	3,817	19.0%
教育、学習支援業	409	500	606	3.0%
複合サービス業	354	296	329	1.6%
学術研究、専門・技術サービス業	151	194	182	0.9%
生活関連サービス業、娯楽業	877	900	842	4.2%
サービス業（他に分類されないもの）	763	746	937	4.7%
合計	19,475	18,891	20,052	100.0%

(2) 目標

本市の人口減少は、少子高齢化による自然減少以外に、県外への進学や就職するなど若年層の転出が大きな要因となっており、今後の産業振興を阻害することが懸念されます。

若年層の転出を抑制するためには、働き場所として魅力ある中小企業の育成が必要であることから、導入促進基本計画を策定することにより、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、中小企業者の労働生産性の飛躍的な向上を図ります。

また、この目標を実現するために、年間10件の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標としま

す。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市では、産業振興地域を定めていないため本基本計画の対象地域は市内全域としますが、本市は、多種多様な農作物を生産し特に果物については全国有数の産地であり自然豊かな区域であるため、「5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項において、環境保全のために配慮をおこなうこと」を特に記載します。

(2) 対象業種・事業

本市に所在する大半の企業は中小企業、小規模事業者であり、特定の大企業に依存するような産業構造ではありません。したがって、あらゆる産業分野において成長の余地があるため、全ての業種・事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みは、計画対象外とする。

(2) 地域の人材の雇用に努めること。

(3) 市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

(4) 環境保全に配慮をおこなうこと。

(5) 健全な地域経済の発展に配慮するため公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては計画対象外とする。